

## Q6-2.課税方法について教えてください。

台湾に固定的営業場所があるか否か等により、課税方法が異なります。

### 1. 台湾に固定的営業場所がある場合

台湾内に現地法人、支店、工事事務所がある場合は、当該現地法人、支店、工事事務所が課税所得額計算を行い、確定申告および納税を行います。また、中間納付も必要となります。

実際の所得額に応じて確定申告することが原則的な取扱いとなりますが(申告納税方式)、申告納税方式においても、所得税法第25条によりみなし利益率(Q6-9参照)の適用が可能です。この場合、収入総額の15%を課税所得とみなし、法人税率17%により税額を計算しますので、収入総額の2.55%(みなし利益率15% x 法人税率17%)が納付すべき税額となります(申請・認可必要、現地法人は採用不可)。

### 2. 固定的営業場所はないが、営業代理人がいる場合

台湾内に支店、工事事務所はない外国法人が営業代理人を置いている場合は、①営業代理人が実際の所得額に応じて確定申告を行う(申告納税方式)、あるいは、②原則として営業代理人が源泉徴収を行い納税することとなりますが(源泉徴収)、①、②のケースともに所得税法第25条によりみなし利益率の適用が可能です。

この点、①確定申告と②源泉徴収の場合でみなし利益率を適用した場合の税率が異なります。①のケースでは、1.同様収入総額の2.55%(みなし利益率15% x 法人税率17%)が納付すべき税額となりますが、②のケースでは税額は契約総額の3%(みなし利益率15% x 源泉徴収税率20%)となります。

### 3. 固定的営業場所がなく、営業代理人もいない場合

台湾内に現地法人、支店、工事事務所がない、かつ、営業代理人を置いていない場合は、代金の支払い者が支払い時に源泉徴収を行い、納付することとなります。この場合も上記同様、所得税法第25条によりみなし利益率の適用が可能であり、税額は契約総額の3%(みなし利益率15% x 源泉徴収税率20%)となります。

## お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。